

関係所属長 殿

交通企画課長

高校生に対する自転車安全指導の強化について（通達）

高校生に対する自転車安全指導については、「高校生に対する自転車安全指導の強化について（通達）」（平成27年6月25日付け、一般（交企）第138号）により指示していたところではありますが、引き続き、高等学校に対するイエローカードでの街頭指導状況の通知及び積極かつ自主的な自転車交通安全講習の実施など自転車の安全利用に関する働きかけをお願いします。

#### 記

#### 1 高校生自転車事故の特徴

- 全自転車事故の4分の1を占める
- 登校時（7時～8時台）と下校時（16時～19時台）で約8割を占める
- 出会い頭、右左折時の事故が多い
- 死亡事故はない

※ 平成25年から平成29年までの自転車事故を分析（詳細は別紙のとおり）

#### 2 高等学校に対するイエローカード交付件数の通知

##### (1) 通知の方法

イエローカード交付件数については、被交付者の個人情報に係る事項を除いて、県内の高等学校の交付件数を比較できる別添様式1「イエローカード（自転車指導警告票）の交付状況について」により、各警察署長から管轄区域の高等学校長に通知するものとする。

##### (2) 通知の時期

通知は、特に必要な事情がある場合を除き、次の年4回とする。

- ア 4月中旬 前年のイエローカード交付件数の通知
- イ 6月中旬 3～5月の3か月間の交付件数の通知
- ウ 9月中旬 6～8月の3か月間の交付件数の通知
- エ 12月中旬 9～11月の3か月間の交付件数の通知

### 3 各高等学校における自転車交通安全講習の実施

(1) 各高等学校に対するイエローカード交付件数の通知に合わせて、高等学校側に対して自転車安全利用の指導強化を要請するとともに、全高等学校における自転車交通安全講習の開催を促すこと。

特に、イエローカード交付件数の多い高等学校に対しては、警察官が直接訪問の上、前記高校生自転車事故の特徴を説明すること。

(2) 高等学校側から、自転車講習等への警察職員の派遣依頼や講習資料の提供を要請された場合には、積極的にこれに応じるとともに円滑な講習の実現に協力すること。

(3) 高等学校側の講習時間の確保が困難な場合には、全校朝礼等での出前講習等を検討するなど、高等学校側の負担をできるだけ少なくするよう配慮すること。

### 4 生徒会、交通安全機関団体と協働した啓発活動の実施

高等学校の生徒会活動としての校門指導や交通安全機関団体が主催する自転車利用者への街頭啓発活動等には、積極的に警察官を派遣した上で啓発活動を実施するなど、地域ぐるみによる自転車安全指導に努めること。

### 5 留意事項

(1) イエローカードを交付する際の人定事項（学校名）等については、本人の申し立てを尊重し、その他制服や自転車防犯登録票等と明らかな矛盾がなければ、それ以上の照会や裏付作業等は現場で行わないこと。

また、イエローカード交付に要する時間について、特に朝の通学時間帯は授業等への影響が出ないように迅速に処理すること。

(2) 各警察署は、適正な通知及び情報提供を図るためイエローカード交付件数の月報を企画係へ迅速正確に報告すること。

(3) 別添様式1の通知に当たり、企画係は各高等学校ごとのイエローカード交付件数を集約し、通知に必要な資料を各警察署へ迅速に提供すること。

(4) 高等学校に対する交通安全講習の計画は、計画の都度、安全教育係に連絡するものとし、安全教育係は講習に当たっての必要な助言指導を行うこと。

担当 企画係  
交通安全教育係